

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日付けで研究職に採用され、その後、平成〇年〇月〇日付けでA所在のB研究所（以下「事業場」という。）に転任となり、主任研究員として、高レベルの放射性廃棄物の地層処分及び石材、石造物の研究業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日Cクリニックに受診したところ、「反復性うつ病性障害の疑い」と診断され、以降、平成〇年〇月〇日まで同クリニックに通院し、平成〇年〇月〇日からは同クリニックの主治医が異動したD病院に転医して通院療養を継続していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、監督署長に対し同年〇月〇日から同月〇日までの療養補償給付を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが棄却され、再審査請求に及ぶも、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成25年労第546号）。

今般、請求人は、後続請求として、監督署長に対し平成〇年〇月〇日の療養に係る療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を

した。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、E病院に係る療養補償給付（平成〇年〇月〇日）を請求しているが、F医師は、同給付請求書における医師の証明書欄に「気分障害疑い。療養の指導はしていない。産業医の診断の否定が必要とのことで当院を受診するが、過去の診断名には関与しない旨お話しした。」と記載しており、更に同病院の診療録によれば、請求人は本件請求に係る通院のほか、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日にも通院しているところ、いずれの通院時の記載をみても、療養を受けたと確認することはできない。したがって、当審査会としても、E病院に受診した目的は療養目的の受診とは認められず、上記1で引用した判断の要件に照らして、決定書理由で説示するとおり、療養補償給付の範囲であるとは認められない旨の審査官の結論は妥当であるものと判断する。

(2) なお、請求人は、本件公開審理において、種々申し立てているが、当審査会の権限は法律に定められたものに限られていることから、当該各種申立の当否は当審査会の審査の対象とはならないことを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給

しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。